

新潟市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等（以下、「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目、基準額及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目及び基準額は、厚生労働省が定める小児慢性特定疾病対策国庫等総合支援事業実施要綱別添1の「種目」欄及び小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱別表の「3 基準額」欄に掲げるものとし、その用具の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、厚生労働省が定める小児慢性特定疾病対策国庫等総合支援事業実施要綱別添1の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）の対象とならない者。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が給付対象者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

(給付の申請)

第3条 18歳未満の給付対象者の保護者又は18歳以上の給付対象者本人（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による「新潟市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 別記様式第2号による「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付意見書」
- (2) 給付を受けようとする用具の見積書
- (3) 別記様式第3号による「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具調査書兼同意書」
- (4) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、別記様式第3号による「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具調査書」を作成し、審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、別記様式第4号による「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」及び別記様式第5号による「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」（以下「給付券」という。）を、用具の給付を行わないことを決定した場合には、別記様式第6号による「通知書」を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。
- 3 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付をすることはできない。

(費用の負担及び支払い)

第6条 給付対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の購入に要する費用の一部を負担するものとする。この場合において、扶養義務者は当該費用が第2条第1項に定める基準額を超える場合は、その額を超える部分についても支払わなければならない。

- 2 前項により扶養義務者が負担する額は、別表2に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、用具の購入に要した額から前記2項により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 市長は、前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか用具の給付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(被保護世帯等に関する特例)

- 2 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下この項において「被保護世帯等」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 3 平成26年3月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者の属する世帯(以下この項において「被保護世帯等」という。)であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

- 4 平成27年3月31日において現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者の属する世帯(以下この項において「被保護世帯等」という。)であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 5 平成30年9月30日において現に生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯(以下この項において「被保護世帯等」という。)であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 6 令和元年9月30日において現に生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯(以下この項において「被保護世帯等」という。)であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 7 令和2年9月30日において現に生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯(以下この項において「被保護世帯等」という。)であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。
- 2 中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が改正されたことによる改正以外の改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から実施し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から実施し、別表1の種目の追加に関する改正については平成27年10月1日から、それ以外の改正については平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成30年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成31年3月20日から実施する。ただし、寡婦控除のみなし適用に関する規定は平成30年9月1日から、被保護世帯等に関する特定に関する規定は平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から実施する。ただし、被保護世帯等に関する改正については令和元年10月1日から、別表2の徴収基準額に関する改正については令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年10月16日から実施する。ただし、被保護世帯等に関する改正については令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から実施し、令和2年12月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1

種目別耐用年数等

種目	耐用年数
便器	8年
特殊マット	5年
特殊便器	8年
特殊寝台	8年
歩行支援用具	8年
入浴補助用具	8年
特殊尿器	5年
体位変換器	5年
車椅子	5年
頭部保護帽	3年
電気式たん吸引器	5年
クールベスト	—
紫外線カットクリーム	—
ネブライザー（吸入器）	5年
パルスオキシメーター	5年
ストーマ装具（消化器系）	—
ストーマ装具（尿路系）	—
人工鼻	—

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B 階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C 階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D 階層	A階層, B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって, その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D1 階層	2,900	290
3,001 ～ 5,800 円		D2 階層	3,450	350	
5,801 ～ 8,700 円		D3 階層	3,800	380	
8,701 ～ 13,000 円		D4 階層	4,250	430	
13,001 ～ 17,400 円		D5 階層	4,700	470	
17,401 ～ 22,400 円		D6 階層	5,500	550	
22,401 ～ 28,200 円		D7 階層	6,250	630	
28,201 ～ 58,400 円		D8 階層	8,100	810	
58,401 ～ 75,000 円		D9 階層	9,350	940	
75,001 ～ 96,600 円		D10階層	11,550	1,160	
96,601 ～ 121,800 円		D11階層	13,750	1,380	
121,801 ～ 175,500 円		D12階層	17,850	1,790	
175,501 ～ 221,100 円		D13階層	22,000	2,200	
221,101 ～ 380,800 円		D14階層	26,150	2,620	
380,801 ～ 549,000 円		D15階層	40,350	4,040	
549,001 ～ 579,000 円		D16階層	42,500	4,250	
579,001 ～ 700,900 円		D17階層	51,450	5,150	
700,901 ～ 849,000 円		D18階層	61,250	6,130	
849,001 ～ 1,041,000 円		D19階層	71,900	7,190	
1,041,001円以上		D20階層	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし, その額が8,560円に満たない場合は8,560円	

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課

税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について本市が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があつた場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

新潟市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

対象者	ふりがな		受給者番号		
	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所		〒 - 電話番号 () -		
	疾病名				
現在の状況	住まい	住宅	1 自宅 2 借家の場合 <貸主の承諾 (あり・なし)>		
		浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし		
		便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用		
	介護	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴, 清拭ともしていない 4 自分でできる		
		排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用) 3 自分でできる		
		移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要(一部・全部) 3 自分でできる		
給付を希望する理由					
給付を受けたい用具の名称 (型式等含む)					
特に希望する事項					
給付後の予測される状況					
備考					

上記のとおり, 日常生活用具の給付を申請します。

年 月 日

申請者 氏名

対象者との続柄

住所

(対象者と異なる場合記入)

(あて先) 新潟市長

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付意見書

対象者氏名		生年月日	年	月	日
対象者住所					
疾病名					
症状(日常生活用具を必要とする身体状況等)					
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)					
日常生活用具給付後の予測される状況					

上記のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

所在地

担当医師名

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具調査書兼同意書

新潟市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付の決定にあたり、新潟市職員が、住民基本台帳及び市・県民税関係公簿、生活保護受給者台帳を調査、閲覧することを同意します。

世帯の状況	氏名	生年月日	対象者との続柄	職業	対象者に対する介護状況等	課税状況			備考
						当該年度分市町村民税		前年分所得税	
						均等割	所得割		
					課税合計額				
給付の有無	有 ・ 無	給付しない理由							
給付する用具名 (型式等含む)									
費用	予定価格		自己負担額 (扶養義務者が支払うべき額)			公費負担予定額			
	円		円			円			円
特記事項	その他								

様

新潟市長 印

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

先に申請のありました日常生活用具の給付について、次のとおり決定したので通知いたします。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日
疾病名			
給付する用具名 (型式等含む)			
費 用	価 格	自己負担額 (扶養義務者が支払うべき額)	公費負担額
	円	円	円
納入業者名	業者名		
	住所	電話番号 () -	
注意事項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものです。支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらいます。		

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付券 発行年月日	年 月 日
ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日
対象者住所	電話番号 () -		
申請者氏名		対象者との 続柄	
給付する 用具名 (型式規模等)			
費 用	価 格	自己負担額 (扶養義務者が支払うべき額)	公費負担額
	円	円	円
納入業者名	業者名		
	住 所	電話番号 () -	
上記のとおり決定します。			
年 月 日			
		新潟市長	印

業者記入欄	用具を納入した日	年 月 日
	扶養義務者から 受領した額	円
	受領業者名	
	受領年月日	年 月 日
申請者 記入欄	用具受領者名	
その他 特記事項		

別記様式第6号

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

通 知 書

年 月 日付の小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請につきましては、審査の結果、下記の理由により給付できませんので通知いたします。

(理 由)